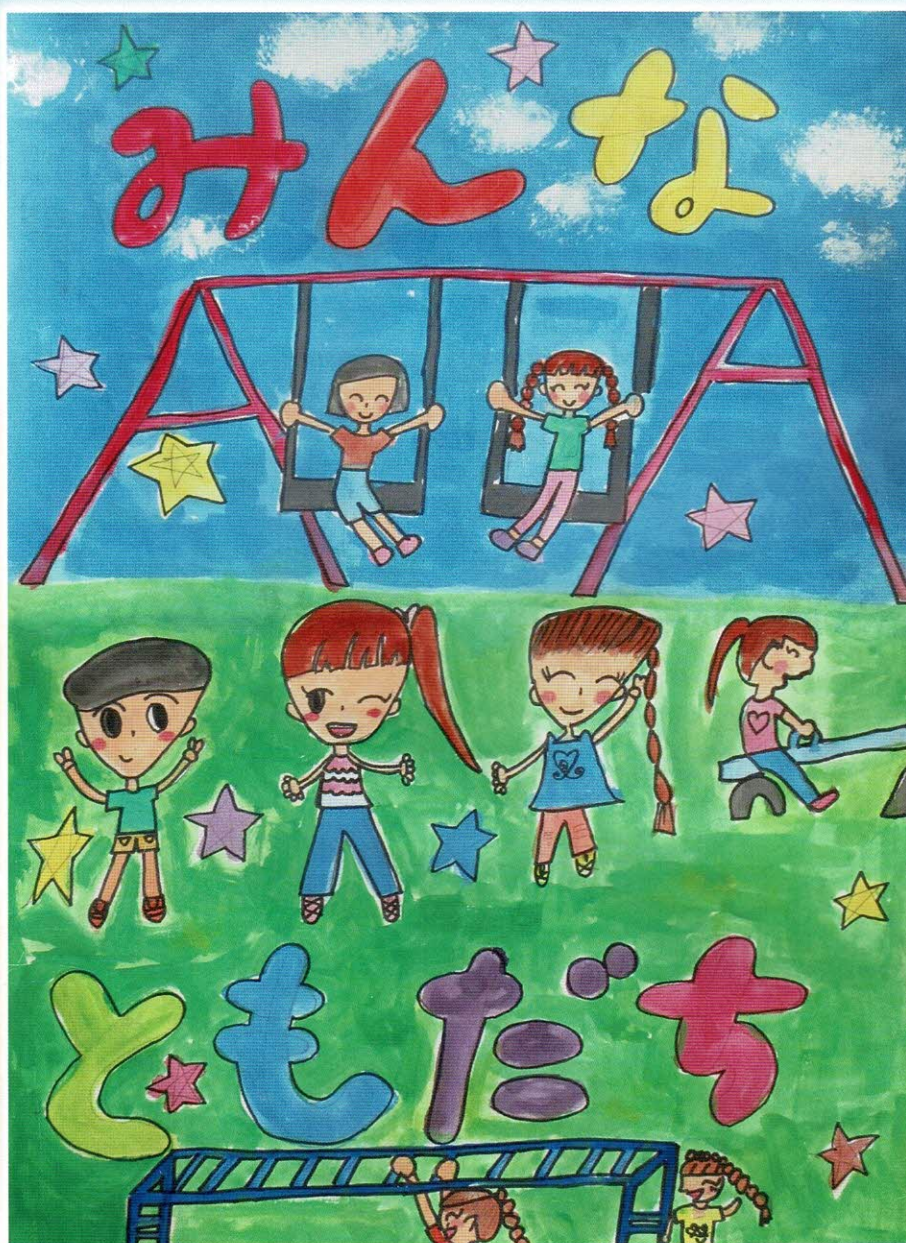


日常生活における人権意識の高揚と実践を

同和問題と人権

^{あった}
～温か笑顔の東温市～

人権尊重のまちづくり



東温市立川上小学校1年生 黒住 心咲



同和問題とは何か



同和問題とは

日本には、特定の地域の出身であることなどを理由にして、結婚や就職において不利な扱いを受けたり、差別的言動をうけるという問題があります。

このような地域は「同和地区」、「被差別部落」などと呼ばれ、この日本固有の人権問題は「同和問題（部落差別）」と呼ばれています。

この問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別による差別意識が、現代社会にいまに残っているために起きています。この人権問題を解決しようという努力が長い間なされていますが、今なおなくなっていません。

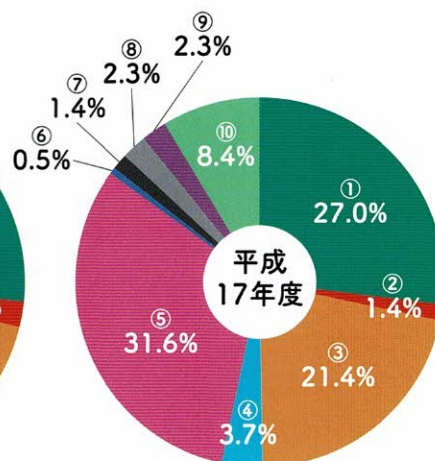
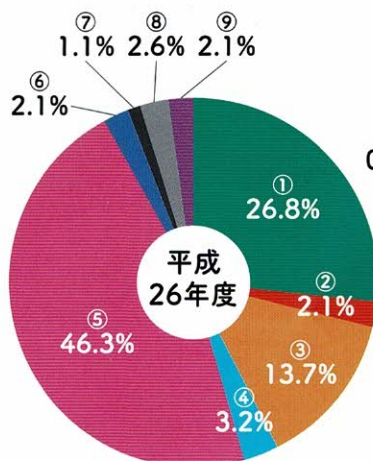
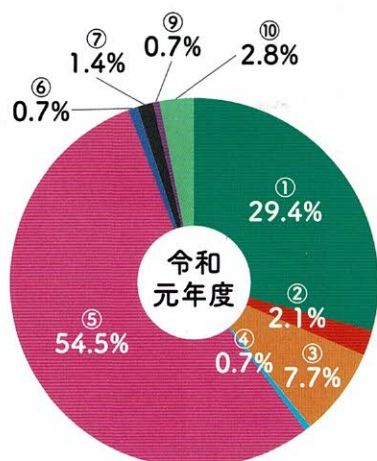
正しい知識を身につける

同和問題の解決を図るには、正しい知識を身につけることが大切です。正しい知識がなければ、正しい判断はできず、偏見や差別を助長し、ときには加害者になってしまうこともあるのです。

あなたが、同和問題についてはじめて知ったのは、どんなことがきっかけでしたか。

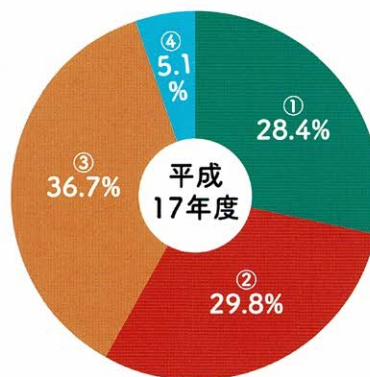
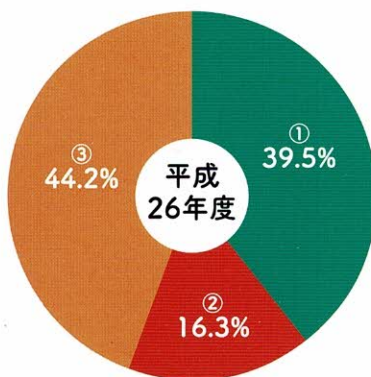
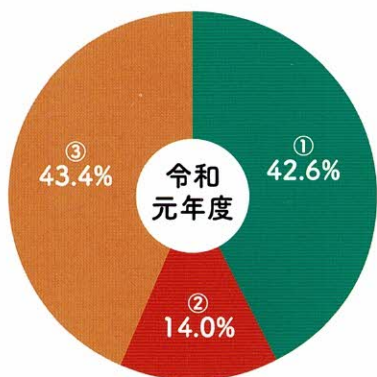
あなたのお考えに近いものを1つ選んでください。

| | 令和元年度 | 平成26年度 | 平成17年度 |
|-------------------------|-------|--------|--------|
| ① 家族(祖父母、父母、兄弟など)から聞いた | 29.4% | 26.8% | 27.0% |
| ② 親戚の人から聞いた | 2.1% | 2.1% | 1.4% |
| ③ 近所の人や友達から聞いた | 7.7% | 13.7% | 21.4% |
| ④ 職場の人から聞いた | 0.7% | 3.2% | 3.7% |
| ⑤ 学校の授業で学習した | 54.5% | 46.3% | 31.6% |
| ⑥ 地区別懇談会や広報「とうおん」などで知った | 0.7% | 2.1% | 0.5% |
| ⑦ 講演会や研修会などで知った | 1.4% | 1.1% | 1.4% |
| ⑧ 新聞やテレビ・ラジオなどで知った | — | 2.6% | 2.3% |
| ⑨ その他 | 0.7% | 2.1% | 2.3% |
| ⑩ 未回答 | 2.8% | — | 8.4% |



あなたは、今でも同和問題（部落差別）があると思いますか。
あなたのお考えに近いものを1つ選んでください。

| | 令和元年度 | 平成26年度 | 平成17年度 |
|---------|-------|--------|--------|
| ① ある | 42.6% | 39.5% | 28.4% |
| ② ない | 14.0% | 16.3% | 29.8% |
| ③ わからない | 43.4% | 44.2% | 36.7% |
| ④ 未回答 | — | — | 5.1% |



「市民意識調査」結果から

今なお、同和問題（部落差別）に関する様々な人権問題が起きています

①結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けるなどの事案が発生しています。

②差別落書き

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ピラがまかれるといった事案が発生しています。特に近年は、インターネット上で、不当な差別的扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除することが難しいため、問題となっています。

③差別につながる身元調査

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的扱いにつながりかねないものです。

④えせ同和行為

「えせ同和行為」は、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄附金を強要するなどの行為です。こうした行為は、同和地区出身等に対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。



ご存知ですか?「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日 公布・施行)

第1条(目的)

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第2条(基本理念)

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を求めるよう努力することにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第3条(国及び地方公共団体の責務)

国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

② 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第4条(相談体制の充実)

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
② 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

第5条(教育及び啓発)

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
② 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

第6条(部落差別の実態に係る調査)

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附1則 この法律は、公布の日から施行する。

日常生活の中で「人権感覚」を磨きましょう

私たちは、血筋、家柄、迷信等にこだわるなど、不合理な考えで判断したりしてしまうことがあります。日々の生活の中で正しく理解しようとせず、噂や憶測で思い込んでいることはないでしょうか。

差別や偏見をなくすためには、正しく理解・認識するとともに、自分自身で考え、行動していく態度を養うことが必要です。また、身の回りで偏見や差別にあったとき、周りの人たちと皆で考え、行動していく勇気と努力が大切です。

- ① 思い込みや偏見をなくしていきましょう。
- ② 迷信や周囲の反応に捉われず、自分自身で考え、判断しましょう。
- ③ 次の世代の子どもたちに人権を尊重する心を伝えていきましょう。

人権に関する相談先



東温市イメージキャラクター
いのとん

■東温市

生涯学習課 TEL 089-964-1500
福祉館 TEL 089-966-3306

■松山地方法務局

みんなの人権110番 TEL 0570-003-110
子どもの人権110番 TEL 0120-007-110
いじめ相談ダイヤル24 TEL 0120-0-78310
女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810

■愛媛県人権啓発センター TEL 089-941-8037